

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年5月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：産業開発・公共政策部
案件名：電力開発計画プログラム形成準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：協力プログラム形成

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年6月下旬

2 参加要件

海外における電力開発計画の策定に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月15日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月16日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年5月28日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 6月上旬

(5) 契約交渉 : 6月上旬

5 業務の目的

ミャンマー国（以下、「ミ」国）では、経済制裁期間中も主に中国による支援による水力偏重の電源開発を進めた結果、水力発電が全発電電力量の7割以上を占めることとなり、渇水期の発電量が大きく落ち込む傾向にある。さらに、既設設備の老朽化や近年の急激な需要増加も加わり、実際の最大電力供給力は需要を下回る結果となっている。このため、ミャンマー電力省は、輪番停電を行うなどして負荷調整を行っているが、社会経済上の不利益は大きい。また、送電設備についても容量の不足と老朽化によって25%前後の高いロス率となっているほか、鳥獣・樹木接触や落雷等による事故を原因とする停電が頻発しており、ロス低減ならびに信頼度の向上が急務となっている。

ミャンマー政府は、電力政策の緊急課題として、短期的には計画停電の解消、中・長期的には電力不足の解消を重点項目に挙げている。更に、2012年6月の国家開発のための改革に関するテイン・セイン大統領の訓示にて、中長期的に、エネルギー分野と電力分野の総合的な開発計画が必要であることから、国家エネルギー管理委員会を組織し、国家エネルギー政策に基づいた長期電力計画を策定することとしている。

しかしながら、電力省やその傘下にあるミャンマー電力公社（MEPE）、ヤンゴン配電公社（YESB）、地方配電公社（ESE）はそれぞれの設備開発計画を有しているものの、必ずしも相互に整合性がとれておらず、長期的な電力需給の見通しに基づいて策定された内容となっていない。

こうした背景の下、本調査では、ミャンマー国内の関係機関や他の援助機関と綿密な情報共有を行いつつ、調和した中長期的な電力開発計画を明らかにしたうえで、JICAによる協力プログラム策定の参考とすること、また、その過程で必要な技術移転をミャンマー側カウンターパート（C/P）に対して行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域

ミャンマー全国（主たる業務地はネピドーを想定する。）

(2) 相手国関係機関

ミャンマー電力省（Ministry of Electric Power: MOEP）

(3) 調査内容

ア 関連情報の収集・分析

(ア) 実施済みの調査報告書の収集・分析

(イ) 「ミ」国経済社会状況及び開発計画に係る調査

イ 電力セクターのレビュー

(ア) 組織体制、法制度、規制枠組み、電気料金、その他政策のレビュー

(イ) 電力需給状況の分析

(ウ) 既存電力設備の状況把握

ウ 一次エネルギー調査

(ア) エネルギー政策・需給状況・組織体制のレビュー

(イ) 一次エネルギー需要予測

(ウ) 国産一次エネルギー賦存量の把握

(エ) 一次エネルギー需給見通し

エ 電力需要予測

- (ア) 現在の電力需要予測手法の見直し
- (イ) 2030年度までの需要予測の策定
- オ 電源開発計画の最適化に係る検討
 - (ア) 主要諸元を含む既設発電所に係る情報収集
 - (イ) 発電所の新設・改修計画に係る最新情報の入手・分析
 - (ウ) 最適電源開発計画の検討
- カ 送電系統開発計画の最適化に係る検討
 - (ア) 既設送電系統に係る情報収集
 - (イ) 送電線及び変電所の新設・改修計画に係る最新情報の入手・分析
 - (ウ) 送電線の国際連系に係る可能性の検討
 - (エ) 最適送電系統開発計画の検討
- キ 電力開発計画の策定
 - (ア) 最適電源開発計画の策定
 - (イ) 最適送電系統開発計画の策定
 - (ウ) 長期投資計画の策定及び経済性評価
 - (エ) 系統の最適運用計画の策定
- ク 環境社会配慮
 - (ア) 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基じた代替案の比較検討
 - (イ) 環境社会配慮に係る組織体制・法規制枠組みに係る情報収集
- ケ 提言
 - (ア) 政策提言（組織体制、法制度、電気料金、民間資金活用方針等）
 - (イ) JICA電力セクター協力プログラムに係る提言
- コ 技術移転等
 - (ア) 共同作業を通じた技術移転
 - (イ) 現地セミナー開催
 - (ウ) 本邦ワークショップ開催

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2013年6月下旬）
- (2) プログレスレポート1（2013年8月下旬）
- (3) プログレスレポート2（2013年10月下旬）
- (4) インテリムレポート（2013年12月下旬）
- (5) ドラフト・ファイナルレポート（2014年2月下旬）
- (6) ファイナルレポート（2014年6月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／電力開発計画（評価対象予定者）
- (2) 電源開発計画（評価対象予定者）
- (3) 系統開発計画／系統解析（評価対象予定者）
- (4) 電力需要予測
- (5) 一次エネルギー需給分析
- (6) 電力政策
- (7) 環境社会配慮
- (8) 経済財務分析
- (9) 業務調整／電力開発計画補助

9 特記事項

- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定です。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。